

富山赤十字病院地域医療連携室運営要綱

(目 的)

- 第 1 条 この要綱は、富山赤十字病院（以下「病院」という）に地域医療連携の会を設置し、病院と診療所の連携を密にして、地域のニーズに対応できるよう情報交換や技能の習熟につとめる。
- また、行政機関、介護保険機関と連携し在宅医療の推進と支援に務めることを目的とする。

(会 員)

- 第 2 条 会員は、病院開放型病床登録医、病院同門会会員、近隣の医師、病院勤務医。

(業 務)

- 第 3 条 業務の内容は、別紙地域医療連携運営規定に定める。

(運営委員会)

- 第 4 条 地域医療連携の効率的かつ円滑な運営について協議するため、地域医療連携運営委員会及び地域医療連携委員会を設ける。
- 2 運営委員会及び委員会に必要な事項は別に定める。

(研 修 会)

- 第 5 条 研修会は、年 4 回開催する。

(細 則)

- 第 6 条 この要綱に定めるもののほか、地域医療連携室の取り扱いについて、必要な事項は、地域医療連携運営委員会が協議して決める。

附則

この要綱は、平成 15 年 8 月 1 日から施行する。